

## 平成 26 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 26 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 26 年 9 月 17 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	副 町 長 小山田正一 君
総 務 課 長 森 隆志 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 発議第 4 号 「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰について を懲罰  
特別委員会へ付託することを無効と確認することについて
- 日程第 2 発議第 4 号 「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰について

## 開 会（午前 9 時 30 分）

### ○議長（森敏則君）

おはようございます。本日は休会の日ですが、9月11日に議題とした発議第4号、「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰についての審議にあたり、昨日浪瀬真吾君と滝川初夫君から地方自治法第117条に抵触するため、再議を求めるとの申し出がありました。

東彼杵町議会会議規則第9条第3項に、議長が特に必要があると認めるときには、休会の日でも会議を開くことができると規定されておりますので会議を開くことにします。

只今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたとおりであります。

### 日程第1 発議第4号 「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰についてを懲罰特別委員会へ付託することを無効と確認することについて

### ○議長（森敏則君）

それでは、日程第1、発議第4号、「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰についてを懲罰特別委員会へ付託することを無効と確認することについてを議題とします。

本案は、9月11日の本会議において議題となった発議第4号が議題に供された後、懲罰特別委員会に付託されるまでの議事進行において、除斥の対象となる浪瀬真吾君と滝川初夫君の2人を同時に除斥とし、採決を行い、議長と浪瀬真吾君及び滝川初夫君を除く8名の委員で構成する懲罰特別委員会に付託することを決定し、その後委員長と副委員長の決定を行ったものであります。

本来、事件としてはあくまでも個別の二つの事件であることから、1人宛除斥をし、1人宛採決すべきであることから無効であります。

これにより本案について9月11日の議決を無効とすることについてを採決を致します。

この採決は起立によって行います。9月11日に決議した発議第4号を懲罰特別委員会へ付託することを無効と確認することについて、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

### ○議長（森敏則君）

確認しました。賛成多数です。

よって発議第4号、「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰についてを懲罰特別委員会へ付託することを無効と確認することについて、9月11日の決議は無効と確認を致しました。

### 日程第2 発議第4号 「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰について

### ○議長（森敏則君）

次に、日程第2、発議第4号、「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰についてを議題とします。

本案は、事件としてはあくまでも個別の2つの事件であることから、一人宛除斥し、1人宛採決すべきであることから、まず始めに浪瀬真吾君に対して審議を行います。

地方自治法第117条の規定によって浪瀬真吾君の退場を求めます。

[浪瀬真吾君 退場]

○議長（森敏則君）

それでは、これより提出者の説明を求めます。

○——△——

議長、その前に暫時休憩を。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

賛成者を確認しましたので暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時35分）

再 開（午前9時36分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

発議提出者、吉永秀俊君。

○6番（吉永秀俊君）

「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰について。提出者、東彼杵町議会議員、吉永秀俊、同上、佐藤隆善。提案の理由。東彼杵町議会においては、去る8月18日開催の臨時議会において、地方自治法の直接請求制度に基づく条例改正の請求を受理した渡邊町長より上程された、議案第36号を慎重審議するため、議員定数問題特別委員会を設置し、参考人聴取を主旨とする第2回特別委員会を9月4日に開催することを決定しました。

9月4日当日の委員会では、60名以上の町民やマスコミ関係者が傍聴に訪れ、橋村委員長進行の下、熱意溢れる参考人の意見陳述や全ての委員による参考人に対する聴取を行い、それぞれの委員の信条に基づく活発で真摯な討論が交わされ、約3時間半に亘る白熱した委員会となりました。

その結果、議案第36号は賛成4、反対5で否決され、また昨日9月10日の定例議会でも賛成4、反対6で否決されました。

このような経過を経て、昨日9月10日に上程された発議第3号は、議案第36号に対して明らかに反対の立場を取る発議であり、さらに提出日は第2回特別委員会が開催される以前の9月1日の日付になっています。

これらの事実は、9月4日に開催された「議員定数問題特別委員会」においては、既に反対の結論ありきで臨んだことを露呈したものである。

したがって、今回の行為は9月4日に開催された特別委員会を事実無名の茶番劇と化し、真剣な聴取や討論をした委員全員を侮辱し、その上、多くの準備時間を費やし真摯な陳述をされた大石参考人や、熱心に傍聴された多くの町民までも愚弄した、正に町民の民意をくみ上げ、町政に反映させることを本分とする議会議員としては、あってはならない許されない行為である。

よって地方自治法第 133 条、議会の会議又は委員会において侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができるに基つき、発議第 3 号を提出した浪瀬真吾議員及び賛成者の滝川初夫議員に懲罰を求めるものである。以上でございます。

○議長（森敏則君）

降壇願います。

それでは、ここで浪瀬真吾君から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。お諮りします。これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って浪瀬真吾君の一身上の弁明を許すことに決定致しました。ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 9 時 40 分）

再 開（午前 9 時 41 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

浪瀬真吾君の入場を許可致します。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 42 分）

再 開（午前 9 時 43 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

浪瀬真吾君に一身上の弁明を許します。

3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

今回、発議第 4 号で懲罰にかけられたということで、弁明の機会を与えていただきありがとうございます。

今回の、まず 1 日に出したというのが何故なのかというのから説明をしたいと思います。これは元々、私は 12 名から 10 名に削減するというのは、やっぱり疑問を持っていたわけでございます。何故かと言いますと、町の発展のためには、様々な職種、様々な意見を持った人がたくさんいて、論議することが望ましく委員会の役割としても農業、漁業、商工業等あらゆる分野においても調査機能を充実させ、能動的に働き機能することが肝要であると思っております。

私は委員会構成も 2 委員会で行くことが基本的には望ましいと思っております、もし 10 人もなれば、委員会構成は議長を除く 9 名で構成した場合、2 委員会では 5 人と 4 人になり、4 人の委員会では 1 名が委員長となり 3 名で採決をすることになり、2 対 1 の場合、少数意見が委員長報

告では反映されません。また、議長がこの委員会に所属するという事になれば、議長の入った委員会で、仮に2対2で委員長採決になった場合、議長の考えの方で、例えば賛成或いは反対になった場合、本会議において議長は結局カウントされません。そうした場合には議長の考えとは違った方向になっていくわけですね。そういったことを考えると、やはり議長も町民から選ばれた議員でありますので、やはり議長も、そこに参政権を参加ということで考えてみた場合、11人にすることが、もし5対5の場合議長が議長採決でなるということに考えております。そしてまた、重複して所属すると日程等が難しくなり、議会運営上も厳しくなっております。

この事は、去る7月の県下町村議会の議員研修の折に、佐々町の議長さんの話でもございましたように、もう各地域の議会の皆さんはこれ以上減らすことが無いようにと言われた訳ですね。逆にそういった10名でいったことが、非常に議会運営としては厳しいと。そういったことを言われて、むしろ逆に戻したいような発言をされましたので、私も同僚議員とその確認を、佐々町まで出向いて行ったところでございます。そういった中でも先程言いましたような話がありまして、やはり私と同じ考えを持っておられるなどと思っております。

そしてまた、何故そういうふうに議員を減らす事に反対なのかと、もう一つの観点から申し上げますと、人口が減れば地方交付税が減ってくるとよく言われますが、実際我が町を取ってみてもそうではありません。これは地方交付税は国勢調査の人口をカウントしながらされるものでございますけれども、その年々の人口を私も調査を致しました。平成16年3月31日現在の住民基本台帳では9,810人おりましたが、地方交付税は1,940,000千円。平成20年度は9,359人、3月31日現在ですね、交付税が1,984,000千円。平成25年度は8,745人おりましたが2,171,000千円といった具合で、必ずしも人口が減ったからといって交付税が減ってきたわけではございません。むしろ反比例しているような状況でございます。ちなみに川棚、波佐見両町を見ましても、ずっと私も成果表を見たりしてきておりますと、波佐見、川棚よりも東彼杵町は地方交付税を多く貰っている現状でございます。ちなみに25年度の決算は波佐見が15,000人超で1,960,000千円、川棚町が15,000人弱で2,130,000千円という位で、これはやはり基準財政需要額というのものが、地方交付税が各地方公共団体の財源不足を公平に補填することを目的として交付されるもので、地方団体における今後具体的な財政支出に実態を査証して、その地方団体の自然的、地理的、社会的諸条件に対する合理的で且つ妥当な水準における財政事情として算定されるものであって、したがって基準財政需要額の個別算定経費の中では消費費や道路橋梁費や港湾費、或いは都市計画費、下水道費等の土木費とそれから小中学校その他の教育費。生活保護費、社会福祉費、保健衛生費等の厚生費。農林水産商工業等の産業経済費。それから戸籍住民基本台帳費とか地域振興費等の総務費、地域経済雇用対策費等があり、または包括算定経費では人口や面積を算定の基準とされている。そういった時にですね、やはり我が町の現状を見る時に、何としてもこの人口減少に歯止めをかけ、一人でも多くの議員が知恵を搾り出して取組むことが、今後の活気ある東彼杵町の発展に繋がるのではないかと考えております。

それで、本当は4日の日というか、そういったことを事前に何らかの形で皆さん方にお知らせして、並行してですね、同じ土俵の上で議論をしてもらえばなというのが、そもそもの考え方であったわけではございましてですね、発議4号の中では侮辱とかそういった結論ありきとしましてたけれども、毛頭そういう考えではありません。今言ったようなことでですね、やはり並行して考え

ていただいて、東彼杵町の発展のためにはどうすればいいかというのが一番の基本理念でございます。もし4日の日に、特別委員会で10人ということが可決をされた場合には、取り下げるという考えも事務局の方にも伝えておいたわけでございますので、皆さん方のご理解をいただきたいと思っております。以上で弁明を終わります。

○議長（森敏則君）

以上で、浪瀬真吾君の弁明を終わります。

ここで浪瀬真吾君の退場を求めます。

[浪瀬真吾君 退場]

○議長（森敏則君）

それでは、これより提出者に対する質疑を行いますので、吉永議員、登壇願います。

これより、提出者、吉永秀俊君に対する質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

まずこの論点は、9月1日に提出したことが大きな問題点かと思えますけども、9月1日に提出したことが何ら法的に間違いがありますか。

○議長（森敏則君）

提出者、吉永秀俊君。

○6番（吉永秀俊君）

9月4日に開催された特別委員会。それ以前の9月1日に提出された修正案と申しますか、9月4日に今から、今から議論をして結論を出そうという、これは町長から提案された議案でありますけども、それに対して9月1日出したということは、これは法的には問題は無いかもしれませんが、道徳観としてですね。やはり今から話をして結論を出そうという時に、既に9月1日出したということは、本人さんも先程自ら言われましたように、以前から12名を10名にすることには反対であったと先程言われました。ということは、明らかに9月4日の時点の特別委員会に臨まれた時には、そういったお考えをお持ちでなかったのではないかなというふうに私は察しました。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

法的な問題は無いと、しかしながら道徳的かどうかということではありますが、私の見解としましては、やはりこういったものは、法の手続きにと申しますか、手順に従って行われるべきもので、道徳観より法的な部分が優先されるのではないかという考え方を持っております。

それと次に、9月4日、特別委員会を事実無名の茶番劇と化したということですが、これはどういう意味でしょうか。

○議長（森敏則君）

発議提出者、吉永秀俊君。

○6番（吉永秀俊君）

先程の答弁とも重なりますけども、明らかに自分を、今から考えを0にして、委員会の大石参考人等の話を十分聞いて、それから結論を出すべきところを、そういった既に結論ありきのお考えで臨まれていたということは、真剣に我々が議論したのは何だったのかという感想があります。

それともう一つ、その際進行役であられた橋村委員長も、本来ならば私より以上に発奮されなければならないのではないかと思いますよ。本来ならば中立公平である人が、もしそれを知っていたら大変な事になりまして、多分橋村委員長は、その時点では、お知りになっていたわけですよ。議運に出たから、出るという事はですね。本来ならば私以上に、やはり橋村委員長進行の下に公平公正な委員会を開くべきところに、橋村委員長はそういうことをもしご存知だったら、やはり進行については私以上に、もう少し発奮していただければなという思いは私があります。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

私の方に責任が回ってきているような感じがしますけども。それではですよ、提案理由の中にも書いてありますけども、それぞれの委員の信条に基づく活発で真摯な討論が交わされ、約3時間半に亘る白熱した委員会となりましたと書いてございますよね。これは正に茶番劇を否定した文言ではございませんか。私はそういうふうに解します。

それともう一つお尋ねですけども、委員全員、この間私がお尋ねした時に侮辱を受けたのはあなたただですかと尋ねた時に、全員がとおっしゃいました。先程もおっしゃいましたけども。では出席者全員が何故侮辱を受けたと断定できるのか。私は侮辱を受けた受けないというのは、それぞれの個人の受け方と言いますか、判断によるものですから、あたかも全員が侮辱を受けたと、あなたが断定しておられますけども、これはちょっとおかしいなという気がしますが、そこら辺については如何ですか。

○議長（森敏則君）

発議提出者、吉永秀俊君。

○6番（吉永秀俊君）

それは先程も申しましたように、私と佐藤議員はそういうふう感じたんですけども、先程も言いましたように一所懸命討論したわけですよ、思いの丈をですね。それなのにお二人の方は、もう既に9月1日に10人には反対だと、11人にするというようなことで、自分で結論を決められてたいことは明らかに、明らかに結論を持って臨んだということは、本人も議論をされましたけども、やはり他の、全くそういう心を、考え方を、自分の結論を0にして発言された人達に対しては失礼ではなかったかという私は思いでございます。先ずは皆さんも、そういう事を多分お感じになるのではないかと思いますよ。自分達は一所懸命頭を0にして、結論なしに今から結論を、委員の話を聞いたり、参考人の話を聞いたりしてから結論を出すという時期において、既に結論ありきであったという事は私はそういうことではないかと思っておりますけども。

○議長（森敏則君）

橋村議員は、質疑回数が3回となっています。

他に。9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

吉永議員にお尋ね致しますけども、私がですよ、発議した問題と、住民の直接民主制で出された直接請求の重みを考えればですよ、例えばいくら個人個人は最後まで反対というのがありますけども、この日付ですよ。浪瀬議員が提出された日付を9月1日に、わざわざ先に表明しなくてもですよ、自分は何を聞いても反対だと思うなら、例えば9月4日の委員会の修正か9月5日の議運に出すべきであったというご意見でしょうか。それをちょっとお尋ねを致します、日付の問題です。修正案か9月の5日の議運に出せばこれは問題なかったということは考えられますか、お尋ねします。

○議長（森敏則君）

発議提出者、吉永秀俊君。

○6番（吉永秀俊君）

全くそのとおりだと思います。私もですね、そういうふうに、先程申しましたように、3時間半に亘る参考人の説明、白熱した議論、その後に9月5日の日にですね、修正案なり何ということを出して頂ければ、それはもうごくごく自然な流れではなかったかというふうに思いますけど。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に無いようでしたら発議提出者、吉永秀俊君への質疑をこれで終わります。

降壇願います。

懲罰の決議については、会議規則第110条の規定により委員会付託を省略することができないこととされております。従って本件については、議長と浪瀬真吾議員を除く9名で構成する懲罰特別委員会（その1-1）を設置し、これに付託して審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って本件については、議長と浪瀬真吾君を除く9名で構成する懲罰特別委員会（その1-1）を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

ここで名簿配布のために暫時休憩致します。

暫時休憩（午前10時03分）

再開（午前10時04分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

只今設置されました懲罰特別委員会（その1-1）の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って懲罰特別委員会（その1-1）の委員は、お手元に配布致しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩を致しますので、委員会条例第8条第2項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をして頂きます。

暫時休憩致します。

暫時休憩（午前10時05分）

再開（午前10時09分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

只今委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。

懲罰特別委員会（その1-1）の委員長に本下利之君、副委員長に堀進一郎君に決定を致しました。

ここで、浪瀬真吾君の入場を許可致します。

[浪瀬真吾君 入場]

○議長（森敏則君）

それでは次に、滝川初夫君に対しての審議を行います。

地方自治法第117条の規定によって、滝川初夫君の退場を求めます。

[滝川初夫君 退場]

○議長（森敏則君）

それでは、これより提出者の説明を求めます。

6番議員、吉永秀俊君。

○6番（吉永秀俊君）

「議員定数問題特別委員会」の侮辱に対する懲罰について。提出者、東彼杵町議会議員、吉永秀俊、同じく、佐藤隆善。提案の理由。東彼杵町議会においては、去る8月18日開催の臨時議会において、地方自治法の直接請求制度に基づく条例改正の請求を受理した渡邊町長より上程された、議案第36号を慎重審議するため、議員定数問題特別委員会を設置し、参考人聴取等を主旨とする第2回特別委員会を9月4日に開催することを決定しました。

9月4日当日の委員会では、60名以上の町民やマスコミ関係者が傍聴に訪れ、橋村委員長の進行の下、熱意溢れる参考人の意見陳述や全ての委員による参考人に対する聴取を行い、それぞれの委員の信条に基づく活発で真摯な討論が交わされ、約3時間半に亘る白熱した委員会となりました。

その結果、議案第36号は賛成4、反対5で否決され、また9月10日の定例議会でも賛成4、反対6で否決されました。

このような経過を経て、昨日9月10日に上程された発議第3号は、議案第36号に対して明らかに反対の立場を取る発議であり、さらに提出日は第2回特別委員会が開催される前の9月1日の日付になっています。

これらの事実は、9月4日に開催された「議員定数問題特別委員会」においては、既に反対の結論ありきで臨んだことを露呈したものである。

したがって、今回の行為は9月4日に開催された特別委員会を事実無名の茶番劇と化し、真剣な聴取や討論をした委員全員を侮辱し、その上、多くの準備時間を費やし真摯な陳述をされた大石参考人や、熱心に傍聴された多くの町民までも愚弄した、正に町民の民意をくみ上げ、町政に反映させることを本分とする議会議員としては、あってはならない許されない行為である。

よって、地方自治法第133条、議会の会議又は委員会において侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができるに基づき、発議第3号を提出した浪瀬真吾議員及び賛成者の滝川初夫議員に懲罰を求めるものである。以上であります。

**○議長（森敏則君）**

降壇願います。

ここで滝川初夫君から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮り致します。これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って滝川初夫君の一身上の弁明を許すことに決定致しました。

ここで、滝川初夫君の入場を許可致します。

〔滝川初夫君 入場〕

**○議長（森敏則君）**

滝川初夫君が入場されましたので、ここで滝川初夫君の一身上の弁明を許します。

5番議員、滝川君。

**○5番（滝川初夫君）**

この発議第3号の提出者、浪瀬真吾議員に賛同して賛成者となった経緯の弁明をさせていただきます。東彼杵町議会で去る8月18日に開催されました臨時議会において、議案第36号を慎重審議するため特別委員会が9月4日に開催され、賛成少数で否決されました。そして9月10日の定例会でも賛成少数で否決されたところであります。

私は以前より10名に削減ということには賛成できないという考えを持っておりまして、当議案第36号と並行的に考えてもいいのではないかと思ひ、問題になっております9月1日の件ですけれども、9月1日に提出したところであります。これにつきましては法的問題もなく、当然反対の結論ありきでもなく、事実無根の茶番劇と化する考えは毛頭ありませんでした。

9月4日の特別委員会で、議案36号が可決されれば浪瀬議員と同じ考えで、当然この発議3号は取り下げる事と致しておりました。この件について懲罰動議が提出され事実と異なる判断であると思ひ、従って無効を求めるものです。以上です。

**○議長（森敏則君）**

以上で滝川初夫君の弁明を終わります。

ここで、滝川初夫君の退場を求めます。

〔滝川初夫君 退場〕

**○議長（森敏則君）**

それでは次に、提出者に対する質疑を行いますので、6番議員、吉永秀俊君、登壇願います。

これより、発議提出者、吉永秀俊君に対する質疑を行います。

質疑がある方はどうぞ。3番議員、浪瀬君。

**○3番（浪瀬真吾君）**

特にこの発議の中では、町民の方とか同僚議員を侮辱したというような文言がありますけども、そういった、これは112条ですね、議案の提出権というのもありまして、何ら瑕疵がないと私は思っているわけです。特に提出をされた時にも、あるいは長崎県の方とか出向いて見解というのをある程度聞いたわけですけど、そういった事例は無いということなのですよ、県内には。そういったことですね、この侮辱にあたるのかなと、全然その他の議員のですよ、皆が侮辱を受けたのか、ちょっと聞いてみて下さいと私は言いたいぐらいあります。全部の方がそういう侮辱を受けたのかと。やはり正規な手続きによって出して、事務局も受け付けた訳ですので、それを何ら侮辱というようなことですね、懲罰にかけるという自体が、元々可笑しいのではなかろうかと思えますけれども、そこ辺りはどういうふうと考えられますか。

**○議長（森敏則君）**

発議提出者、吉永秀俊君。

**○6番（吉永秀俊君）**

これはもう先程もお答えしましたけども、法的な瑕疵は無いかもしれないけれども、9月4日に、今から結論なしで臨まなければいけない委員会の前の9月1日に、そういった明らかに特別委員会の結論とは反対をするような議案を出されるということは、やはり道徳的、倫理的にどうだったのかなという思いでございます。

**○議長（森敏則君）**

3番議員、浪瀬真吾君。

**○3番（浪瀬真吾君）**

国会でも一緒なのですけれども、やはり基本的な理念が違うという事で提出することだってあるわけですよ、元々の基本理念というのが。そこをやっぱりお互い認め合って議論をして行く。やはりそういったことを出しておりましたので、もしそういった逆の立場だった時に、それを待てと言うよりは、一緒の考え方の中で、同じ並行して考えるというふうな考え方もあったわけですよ、私達は。そういったことでさっきも言いましたけれども、1日に出したというのはその辺のことであって、もし可決されれば取り下げるといような、そういったことではなかったのです。基本理念が違うのをですね、やはりそこは堂々とぶつけて良かったのではなかろうかと思えますけれども、もし逆の場合だったらどういうふうに吉永氏は考えられますか。

**○議長（森敏則君）**

発議提出者、吉永秀俊君。

**○6番（吉永秀俊君）**

浪瀬議員がおっしゃる基本的な理念が違ったということですけども。どういう理念を浪瀬議員がお持ちか、私はよく分かりませんが、そういうことは基本的な理念が何と違っておられたのか、浪瀬議員が。それを逆にお聞きしたいというふうに思いますけど。

**○議長（森敏則君）**

吉永議員、議員に対する質疑はできません。

○6番（吉永秀俊君）

はい、わかりました。そういうことですね、基本的な理念が違ってたというお立場で既に臨まれたということですね、今実際に自分で言われた訳ですよ。基本的な理念が違うということですね。答弁になってるか分かりませんが、それだったら、また、どうかなと思いますけどね。

○議長（森敏則君）

次に、10番議員、後城君。

○10番（後城一雄君）

この提案理由の中で、町民の民意を汲み上げ町政に反映させる事、これは当然そうです。ただ所謂我々は議会の中に居りまして、それぞれが、はっきり言ひまして多数決といいながら、何票も差も無く決まった事は事実でございます。しかしそれだけに所謂信念を持ってやる事が、果たして町民の人を愚弄した事になるのかどうかといいますのは、ある面ではありますと10名という中での話しの中で、所謂負の部分、例えば今度の場合NOと言ったような状況の中で言ひますと、かなりの声が私の耳にも言える人と言わない人というのが、極端に話しがなりますと、辞めてもらわないというような声も耳に入ります。ただ、反対に頑張ってくれという声もあります。そういう中で、所謂我々は議会に居りながら議会の中身を十分承知しながら色々申し上げておひまして、その中で反対したからといって、町民の人に真向かいから反対したという捉え方は私しておりません。と言ひますのは、大石参考人に申し上げましたとおり、私は私なりの信念で所謂説明を致します。だから大石さんの方も説明をお願いしますという話がありまして、私を無視してるとではないかという、本人からの答えもございませんが、全く私は町民の人とは一体化するべきと考えてます、中身については。ただ、やはり自分が信じて、本当に町民の人に為になるという信じ方をして出されたのであれば、これは如何なものかと、こういう判断がですね。だから町民の人と意見が違ふから町民を無視したというのは、吉永議員さんはそういう考え方もかもしれませんが、私はそういう考え方をしておひませんで、だから民意を、ここに書いてある所謂町民の民意を汲み上げ、町政に反映させてないという、今度の出されたことに対しては吉永議員はそう思ってこれを出されたと思いますが、その辺について私と所謂考えは違ひますが、私の意見はそういう事でありまして、必ずしも提出者が言われるように、民意を汲み上げてない、反映してない、あくまでもそういう町民との意見が食い違った場合は、食い違った場合ですよ、意見が食い違った場合は、民意を汲み上げてないと取られるのか。やはり中身が分かる者が十分説明の必要があると考えられるか、どう考えられますか。

○議長（森敏則君）

発議提出者、吉永秀俊君。

○6番（吉永秀俊君）

ですからですね、私はあの時に大石参考人にお尋ねしたわけですよ、わざわざ。この署名は大体何人ぐらいに回られたのですかと。そしたら約3千名に回ったと、そしたら2,807名の方から署名を頂いたということは、約9割の町民の皆様から署名を頂きましたよというご返事をされました。しかし色々あって、少なく見積もっても8割の町民の方はこの署名の趣旨に対しては賛成ですよということを大石さんがおっしゃったわけですよ。8割の民意、やはりこの8割の民意ということ

は、私は議員としては、これはもうそれに対して反論する余地は無いのではないかというふうに思います。やはり 8 割の民意があれば、これは議員としては、当然その民意を重く受け止めて、それを市政に反映させることが我々の義務ではないかというふうに私は思っております。

○議長（森敏則君）

他に。他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、発議提出者に対する質疑をこれで終わります。

それでは、懲罰の決議については会議規則第 110 条の規定により委員会の付託を省略することができないとされています。したがって、本件については議長と滝川議員を除く 9 名の委員で構成する懲罰特別委員会（その 1-2）を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って本件については議長と滝川議員を除く 9 名の委員で構成する懲罰特別委員会（その 1-2）を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで名簿配布のため、暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 10 時 28 分）

再 開（午前 10 時 29 分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

只今設置されました懲罰特別委員会（その 1-2）の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって懲罰特別委員会（その 1-2）の委員は、お手元に配布しました名簿ののとおり選任することに決定しました。

この後、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 10 時 30 分）

再 開（午前 10 時 35 分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

只今委員長、副委員長の選任がされましたので発表いたします。懲罰特別委員会(その1-2)は、委員長に後城一雄君、副委員長に岡田伊一郎君に決定を致しました。

ここで滝川初夫君の入場を許可致します。

[滝川初夫君 入場]

○議長(森敏則君)

5番議員、滝川君の着席が終わったところで、以上で本日の議事日程は全部終了致しました。

これで散会を致します。お疲れ様でした。

散 会 (午前 10 時 36 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 27 年 9 月 10 日

議 長 森 敏則

署名議員 吉永 秀俊

署名議員 佐藤 隆善